

平成22年7月5日
大臣官房総務課情報公開文書室
(担当・内線 室長 小林 洋子
室長補佐 大村 良平
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について
(本省受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月25日から平成22年7月1日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(本省受付分)(10/07/05)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(本省受付分)

平成22年6月25日～7月1日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	3	44	1	1	458	507
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	20	0	0	4	24
健康局	0	46	1	22	191	260
医薬食品局	0	41	0	0	7	48
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	277	0	0	57	334
職業安定局	0	23	1	0	149	173
職業能力開発局	1	6	21	0	22	50
雇用均等・児童家庭局	0	178	3	1	85	267
社会・援護局	0	50	5	13	54	122
障害保健福祉部	0	0	0	0	1	1
老健局	0	49	8	0	20	77
保険局	0	55	0	0	7	62
年金局	0	15	0	0	24	39
政策統括官	0	9	0	0	3	12
日本年金機構	36	373	19	0	53	481
合 計	40	1,186	59	37	1,135	2,457

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	284
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	565
法令遵守違反に関するもの	9
その他	1,599

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 松浦 洋平(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	44件	1件	1件	458件	507件

国民の皆様の声の内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	507件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	新しく参議院会館を建てた理由を教えてください。税金の無駄使いである。(電話)		参議院事務局へお問い合わせいただきようご説明しましたが、理解を得られず、電話をお切りになりました。
2	子ども手当の外国人への支給や最近報道された生活保護の外国人への支給は、国民の大切な税金の無駄使いである。長妻大臣は野党のときは良かったが、大臣になってからはダメになった。責任をとってほしい。(電話)		担当部局へお繋ぎする旨ご説明しましたが、行政相談室で話を聞いてほしいということで伺いました。担当部局へ情報提供するとともに、政務三役及び厚生労働省内で情報を共有いたしました。
3	長妻厚生労働大臣と直接会話をして意見を言いたいので大臣にかわってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。(同様の電話がありました。)		ご意見等の内容に応じて、所管部局が組織として責任をもってご意見等を承る旨をご説明し、了承を得ました。
4	【ご意見:日本の財政破綻で国債や国家は具体的にどうなる?】 日本の財政破綻で国債や国家は具体的にどうなる? 我国国債の購入者は日本企業・国民の比率が95%前後と言われている。国家破綻・財政破綻で多くの国民が購入済みの国債はどのようになるのだろうか? 破綻の度合い、進展スピードで色んなパターンが考えられるのだろうか? 政治や報道は調査分析し、国民のそのシナリオを示してほしい。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、財務省の所管である旨返答いたしました。
5	【ご意見:パート社員の脱税】 県内の 会社では、パート社員に脱税をさせています。 (厚生労働省「国民の皆様の声」意見メール)		厚生労働省の所管ではなく、国税庁(税務署)へご相談いただくよう返答いたしました。
6	その他、口蹄疫や外国人へのビザ発給緩和に関するご意見等の厚労省施策以外のご意見メールが多数ありました。		

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	指導課医療法人係(内線2533) 看護課総務係(内線2596) 医事課総務係(内線2566)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	20件	0件	0件	4件	24件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)		
政策・制度立案への提言		0件
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)		0件
法令遵守違反に関するもの		0件
その他		24件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	以下の2点について教えて欲しい。 医療法人の理事長は医師である必要はあるか。 医療法人が開設する医療機関の管理者は理事でなくても構わないのか。		医療法第46条の3により、医療法人の理事長は、原則、医師又は歯科医師である理事の中から選出しなければならないと規定されている旨をご説明しました。 また、上記規定の例外についても、具体的な該当事例をご説明しました。 医療法第47条の規定により、医療法人が開設する医療機関の管理者は、原則、医療法人の理事に加えなければならないと規定されている旨をご説明しました。 また、上記規定の例外についても具体的な該当事例をご説明しました。
2	「病院を経営する医療法人の数」は統計資料で公表されているかどうかを教えて欲しい。		「病院を経営する医療法人数」については、既存の統計資料はなく、把握していない旨をご説明しました。
3	平成21年12月25日に示された新人看護職員研修ガイドラインの概要が分かるものがあるか。ホームページ上に掲載されていれば、掲載場所を教えて欲しい。		以下のURLにパンフレット等を掲載しており、必要に応じてPDFファイルをダウンロードし、ご活用いただくようご説明しました。 (URL) http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/oshirase/100210.html
4	多忙な医師に代わり、医療機関の事務職員が、カルテ等の書類作成をすることは医師法上可能なのか。		通知(医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について)を説明し、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が、医師の補助者として記載を代行することができる旨をご説明しました。
5	病院に対してカルテの開示請求を行ったが応じてくれなかった。どこか相談できる所はないか。		都道府県等に設置されている医療安全支援センターに問い合わせさせていただきようご説明しました。
6	個人的に医療従事者としての資質を欠いていると思う医師について行政処分をして欲しいと考えているが、処分が行われるのはどのような場合なのか。		行政処分は、基本的には、罰金刑以上の者が対象となる旨をご説明しました。 現在のところ、当該医師について罰金刑以上の刑が確定するか判断がつかないため、行政処分をすることは難しい旨をご説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 榎本 芳人(内線2313) (ダイヤルイン03-3565-2077)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	46 件	1 件	22 件	191 件	260 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	9 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	250 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	インフルエンザワクチンの効果は5ヶ月程度との事ですが、国民はそういった事を知らないと思いますので、厚生労働省としても国民に情報を発表すべきではないでしょうか。		以下のとおり、ご説明いたしました。 季節性インフルエンザワクチンでは、これまでの研究から、ワクチンの予防効果が期待できるのは、接種した(小児の場合は2回接種した)2週間から5カ月程度と考えられており、国内産の新型インフルエンザワクチンでも同程度と考えられます。 このことは、厚生労働省ホームページのワクチンに関するQ&Aにも載せております。 なお、新型インフルエンザワクチンの効果については、現在試験を継続して行っており、結果が得られた段階で有識者の意見を伺うなどしていく予定としています。
2	肝炎治療に対する医療費助成制度の対象者や制度の内容等について教えてください。		本事業の目的や助成対象等、制度の概要についてご説明させていただきました。
3	たばこの値上げをすべきではない。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
4	全面禁煙はやりすぎではないか。		貴重なご意見として拝聴いたしました。
5	受動喫煙対策を行っていないところの行政指導をしてほしい。		貴重なご意見として拝聴いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	事業仕分けで、生活衛生関係営業指導センターへの補助金が廃止されたが、生活衛生関係営業指導センターは存続するのか。生活衛生営業の事業者は中小零細事業者であり、融資手続きや経営相談の助言指導等を行う生活衛生関係営業指導センターは国民のため必要である。		貴重なご意見として拝聴し、事業仕分けの結果を受けて、現在、今後の対応について検討していますと回答いたしました。
7	事業仕分けで、管理理容師・美容師指定講習会が廃止とされましたが、私たち理容・美容師は国民の公衆衛生の向上のために講習会を受けました。 なぜ、この講習会が廃止されなければいけないのでしょうか。 天下りの高額給料のために廃止されるのであれば、この講習会とは別の問題として取り扱ってほしいと思います。		貴重なご意見として拝聴し、事業仕分けの結果を受けて、現在、今後の対応について検討していますと回答いたしました。
8	事業仕分けで、管理理容師・美容師指定講習会が廃止とされましたが、管理理容師・美容師は法律に基づき実施され、また有効に機能してきました。 業界団体、都道府県等に広く意見を聞いてから、慎重に検討し結論を出してほしいと思います。 ただ、天下りの役員については、給与・人数とも削減すべきです。		貴重なご意見として拝聴しました。
9	ある市の浄水場では、浄水過程で発生した排水を未処理のまま用水路へ排水している。水質汚濁防止法違反ではないか。		市水道部局へ連絡し、水質汚濁防止法について監督権限を有する県環境担当部局から必要な指示を受けるよう助言しました。
10	原爆症認定の審査について、申請しているが認定状況はどうなっているか。		随時審査を行っているところであり、審査には時間を要しているが審査基準の見直しや審議会開催回数が増などにより対応している旨説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	41件	0件	0件	7件	48件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	48件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類:	概要
1	医療機関で、子供や孫に子宮頸がんワクチンを接種すべきと勧められた。このワクチンは、人間のデータがほとんどなく、動物の実験のデータしかないのに承認されたものと聞いている。このような安全性が不明なものを接種するべきではないのに、なぜ、医療機関で勧めるのか。100%安全と言えないのに、医者が絶対に打った方がよいと勧めるべきでないと考えている。そういう意見もあることを他の者にも伝えていただきたい。		子宮頸がんワクチンの承認時には、動物実験のデータのみならず、人における安全性も審査した上で、承認しています。しかしながら、承認審査時には分からない安全性の情報もありますので、承認後にも情報を集めるなどの対応を行っています。 子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルスへの感染が原因と考えられるようになり、このワクチンの必要性が増えているものと考えられますが、このワクチンは、法律上、絶対に接種しなければならないものではない旨ご説明いたしました。
2	筋肉痛のため貼り薬を譲り受けたが、その後、紫外線過敏症になった。この貼り薬には、薬が残ってしまっても絶対に他の人に渡してはいけない、紫外線に暴露しないようにする、などの注意書きがある。このようなことが分かっているのに、製薬企業は販売しているのが納得いかない。また、医薬品使用後に厚着をするなどして、しばらくの間、紫外線に暴露しないようにすることは現実的には難しいので、本当に必要と考えている人しか使用しないようにすべき。		この医薬品による光線過敏症は有名であり、たとえ貼り薬であっても慎重に使用することが重要であること、この薬に限らず、他人から譲り受けて安易に使用することは控えていただきたいこと、医薬品は使用方法を守っても、副作用のリスクをゼロにすることは不可能ですので、注意して必要最小限の使用に抑えていただくことが重要であるということをご説明いたしました。
3	毒劇法上、製造、輸入、販売以外でも登録が必要なものがあったが本当か。		毒物劇物取締法上、製造、輸入及び販売業の登録以外にも、業務上取扱者の届出が必要な場合があることなど、政省令で登録が必要な業種及び物質が定められていることを説明しました。
4	以前手術をしたが、その病院がフィブリノゲン製剤納入先医療機関リストにある病院かどうか知りたい。また、今後の対応としてどうすればいいか教えて欲しい。 (C型肝炎問題に関する問い合わせ多数)		ご照会の病院についてフィブリノゲン製剤納入先医療機関リストを確認したところ、リストに掲載があったのでその旨をお伝えするとともに、C型肝炎ウイルス検査の受診、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の概要についてご説明いたしました。
5	C型肝炎ウイルスについて調べているが、自分の同棲相手にその兆候がある。どうしたらいいか教えて欲しい。		肝炎検査の受診をお勧めし、国における取り組みについてご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	277件	0件	0件	57件	334件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	331件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	「サービス残業根絶法」を制定し、悪質な企業については、企業名を公表するとともに、不払残業代を2倍にして労働者に支払わせるようにする。 労働時間の上限規制をかけること。 労働基準監督署の体制強化や相談窓口の拡充などを図るため、労働基準監督官の数を2倍にする。 以上を実施してもらいたい。		労働基準法令の遵守を引き続き適正に指導しているところですが、貴重なご意見として伺いました(ご意見を言われて、すぐ電話を切られたので返答が不可能でした。)
2	未払賃金立替払の申請をしているが、なかなか支払われない。どうなっているのか。		事案によっては調査に時間を要する場合もあること、処理状況の詳細について確認したい場合は、事業場を管轄する労働基準監督署へ問い合わせいただけますよう説明しました。 また、労働局を通じて監督署に適切な対応を行うよう指示しました。
3	先日、監督署の職員が事前の連絡もなく、調査をするといつて会社の書類を見せると行ってきた。調査をするなら事前に連絡をすべきではないか。 そもそも監督署にそういった権限があるのか。		労働基準監督官の立入等の権限は労働基準法に規定されていること、事業場に対する臨検監督については法定条件の履行確保のために事業場の実態を把握する必要があることから、予告なしに実施することになっていること等を説明し、ご理解を求めました。
4	健康管理手帳で健康診断を受診したが、手帳の医師署名の欄に、自分を診察した医師以外の者の署名がなされていた。 診察した医師が署名するべきではないのか。		健康管理手帳保持者に対する健診結果については、健診を実施した医療機関が記載することになっており、医療機関によっては、健康診断の全体の責任者としての医師が署名する場合もあることを説明し、ご理解を求めました。
5	(病院の医師の方から) 「療養の請求書を提出し、労災の手続を行ったが、3ヶ月ほど経過して不支給決定がなされた。」と患者さんから連絡があった。 労災認定までに時間がかかった上、不支給となると、健康保険への切り替えにより自己負担分を患者さんから徴収しづらい。 労災の請求から支給決定までの処理期間を早くしてほしい。		事案によっては決定に至るまでの調査に時間を要することもあること、今後とも迅速処理に努めていく旨をご説明して、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	職場におけるメンタルヘルス対策検討会において、職場全体で取り組むようなメンタルヘルス対策の実施や相談体制の整備を義務付けるなど、中小企業でもできる現実的な対策の検討をしてほしい。		厚生労働省において開催される「職場におけるメンタルヘルス対策検討会」に対する貴重なご意見として承りました。
7	(相談者の)家族が働いている会社では恒常的に長時間残業がある。 こうした長時間労働を是正させる方法がないか。		情報提供によって監督署が会社に対して指導を行う方法があることを説明し、事業場を所管する労働基準監督署に相談していただくようお願いしました。 また、情報提供の方法としては、署への来訪、電話、投書による方法でも可能であることについても説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	公共職業安定所運営企画室 広報担当官 和田史絵(内線5682) 広報係長 比田井徹也(内線5739) (直通03-3593-6241)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	23件	1件	0件	149件	173件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	3件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	101件
	法令遵守違反に関するもの	8件
	その他	61件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月間の給付制限がかかるが、3ヶ月間無収入になってしまうので、この制度を見直すべきだ。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職の促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワークの求人票に年齢や性別が不問と書いてあるにもかかわらず、連絡してみると年齢や性別を理由に断る企業があるので、きちんと指導してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークにおいては、事業主に対し、年齢や性別でなく能力や適性に基づき公正に採用の判断を行うよう指導しております。年齢や性別を理由に不採用とする事業所を把握した場合には、当該事業所に対し指導を行うこととしている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	ハローワークの担当が企業に対して積極的に求人のアプローチをするなどして、ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは求人開拓推進員を増員し、企業訪問回数を大幅に増やしています。また、各ハローワークの所長を先頭に企業、事業主団体への求人要請も行っているところです。引き続き求人確保のため努力してまいります。
4	会社をやめたが、会社の都合で離職票の発行が遅れた。ハローワークから指導してもらいたい(具体的な企業名の記載なし)。		離職票は退職日の翌々日から起算して10日以内に作成することとされております。なお、個々の事業所への指導については、具体的な情報をいただければ、適切に対応する旨ご説明し、ご理解いただきました。
5	ハローワークの求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報である。経験不問と書いてあるにもかかわらず、実際に面接してみると経験が必要と言われたりする。曖昧な表記では困るので、しっかり明記してほしい(具体的な企業名の記載なし)。		ハローワークでは、求職者された方々の就職活動を支援するため、求職者に対して、求人票にはできる限り詳しく企業情報を記載していただけるようお願いしております。また、求人票の内容と求人条件が異なっている場合は、ハローワークから事業主に対して確認し、求人票の修正等の指導を行うとともに、必要な情報が不足している場合には、職員にお声かけいただければ、個別に照会するサービスも行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	雇用調整助成金を受給している企業で、休業をやめたにもかかわらず、不正に受給していた企業を知っている。不正受給を行っている恐れがあるため、調査してほしい(具体的な企業名の記載あり)。		いただいた情報を労働局へ伝え、事実関係を把握し適切に早急に実地調査をするよう指示しました。一方、ご本人に対しては、当該助成金については、不正受給に関し、事業所を直接訪問して実地調査を行っているところであり、不正受給が認められた場合には返還手続きをとるなど厳正な対処を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	ハローワークにおける名刺配布の件については、税金の無駄である。		ハローワークにおける名刺配布は、職業相談等において、利用者の方から一層の安心と信頼を得られるようにするとともに、相談内容に不明な点等があった場合に円滑に問い合わせることができるよう、サービス改善の一環として、実施することとしたものです。
8	ハローワーク職員の名刺交換の義務化をお願いしたい。		6月28日からハローワークの職業相談窓口において名刺をお渡しすることとしております。
9	偽装請負している会社があるので調査してほしい(具体的な企業名の記載あり)。		いただいた情報を労働局へ伝え、事実関係を把握し適切に対応するよう指示しました。
10	就労しているにもかかわらず、雇用保険の失業等給付を受給している者を知っている。不正受給ではないのか(具体的な情報なし)。		当該受給者を特定することができる、具体的な情報をいただければ、該当労働局に伝え、事実関係を確認し適切に対処する旨ご連絡しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	職業能力開発局総務課
照会先	総務課長補佐 尾田 進(内線5907) 総務係長 大原 竜太(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	6件	21件	0件	22件	50件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	23件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	23件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	4件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	先般、労働政策審議会において「おおむね妥当」と答申された「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案要綱」においては、雇用・能力開発機構の廃止に伴い、事業を承継する新法人で在職する職員を包括承継するのではなく、採用方式とすることとされているが、重大な雇用問題が生じるものであり、本法案の作業の中止を要請する。 (ほか同様の意見20件)		組織の統廃合に伴う職員の移籍については、承継法人に包括承継させる方式や、採用方式など、様々な方式があり得ます。 今般、包括承継ではなく、採用方式をとるのは、雇用・能力開発機構については、各種施設の設置運営の在り方等について問題を指摘されてきたことから、法人を廃止し、抜本的に組織を見直すこととしたため、職員の雇用契約についても、いったん整理する採用方式を採用することとしたものです。 雇用・能力開発機構の廃止に当たっては、職員の雇用問題に最大限配慮することとしています。 具体的には、新法人においては、職業能力開発業務を的確に実施するための人員枠を確保する一方、業務のスリム化による職員の削減については、定年退職者の不補充による自然減等により対応することとしており、昨年12月の閣議決定の趣旨を踏まえ、雇用問題に配慮した対応を考えています。 当省としても、関係独立行政法人において、雇用問題への配慮という趣旨を十分踏まえた対応がなされるよう要請してまいりたいと考えています。
2	職業訓練を受けていたが、受講生の中には、サークルや習い事感覚で来ているのではないかと疑われる人もいた。改善を図っていただきたい。		職業訓練は、その受講が再就職に必須であることや受講に必要な能力を有すること等の要件を満たしている方が受講いただくものです。 このため、ハローワークの相談時に受講希望者の能力等に応じた適切な訓練コースへの誘導を徹底してまいります。
3	IT技術に係る職業訓練の受講を申し込んだが、訓練施設の選考により漏れて受講できなかった。IT関係の技術には自信があるので、受講できなかった理由がわからない。訓練施設は、どのような基準で選考を行っているのか。		職業訓練の選考は、現在有する技能、知識、適性等から判断して、職業訓練を受講することが再就職のために必要であること、その職業訓練を受けるために必要な能力を有すること等を基準として行っています。
4	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)は、いつまで実施される制度なのか。いい制度なのでこれからも是非続けてほしい。 (ほか同様の意見1件)		基金訓練については、平成23年度からは求職者支援制度として恒久化すべく検討中です。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)について、あたかも「派遣切り」にあって失業し、次の仕事が見つからない人達だけが対象のようにマスコミなどから伝わってくる。 しかし、この訓練の対象は、「現在失業中の人」全体であると思うので、その旨をもっとアピールしてほしい。		基金訓練は、主に雇用保険を受給できない非正規労働者の方々を対象にしておりますが、いずれにしても、真に必要な方に基金訓練の受講機会を提供できるよう、積極的な周知広報等に努めてまいります。
6	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)の受講を申し込んだが、選考の結果、不合格であった。面接官の好みで合否を決めているのではないか。		職業訓練の選考は、現在有する技能、知識、適性等から判断して、職業訓練を受講することが再就職のために必要であること、その職業訓練を受けるために必要な能力を有すること等を基準として行っています。 このため、面接官の個人的な好みで合否が決まるものではありません。
7	失業中である以上、職業訓練の修了と同時に訓練・生活支援給付の支給も終了するのはおかしいのではないか。再就職ができるまでは給付を続けるべき。		訓練・生活支援給付は、雇用保険を受給できない方が、生活費の心配をすることなく、安心して職業訓練を受講できるように支給しているものです。 このため、職業訓練修了後は、訓練・生活支援給付の支給も終了します。
8	厚生労働省のHPに「無料で職業訓練 生活費も支給」とあったが、詳細を教えてください。		緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)及び訓練・生活支援給付の概要を説明の上、最寄りのハローワークに相談いただくよう御案内しました。
9	緊急人材育成支援事業による職業訓練(基金訓練)のコース情報について、インターネットで確認することができるか。		中央職業能力開発協会のホームページにコース情報 (http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html) が掲載されています。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	178件	3件	1件	85件	267件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	98件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	3件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	166件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	・外国人に子ども手当を支給すべきではない。 ・子ども手当自体を行うべきではない。 ・子ども手当よりも保育所を増やすことが必要。 ・所得制限を設けるべきである。		貴重なご意見として承りました。
2	・不妊治療や不育症の治療について、保険の適用や助成金の交付をして欲しい。また、不育症について、普及啓発をして欲しい。		貴重なご意見として承りました。
3	「イクメンプロジェクト」について ・育児をする男性は昔から多くいるのに、イクメンとして啓発することに違和感を覚える。 ・まずは公務員の男性の育児休業取得を促してほしい。 ・携帯電話で利用できるイクメンプロジェクトサイトを開設してほしい。		貴重なご意見として承りました。
4	・子どもを持たない人は、子育ての精神的・経済的負担等何もしないで、将来、人の産んだ子の世話になるのは不公平である。 ・政府は、子育てと仕事の両立や待機児童解消のための保育所整備に力を入れている。そんなに両立しなければいけない程、子育てのみ、専業主婦の生活はつまらないことなのか。政府が本気で少子化を心配するのなら、子どもを産み育てなかった人についての責任を問うべきではないか。		相談者がFAXによる回答を求めていたことから、FAXにより回答した後、室内で情報を共有しました。
5	・現在、労働人口や消費人口が急減し、高齢者への負担や支出が急増している。今から子育て支援策を講じて、この子たちは20年後に労働人口に加わる訳で、間に合わない。移民を受け入れるべきだ。 ・年々、一人暮らしの若者が増え未婚のままで生涯を終える社会現象が顕著になっている。どうしたら若者が普通に結婚して子どもを産み育てるのがプロジェクトを作って考え、取り組んで行くべきである。		室内で情報を共有しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	少子高齢化社会に備え、出産・育児の環境を整え、家庭の主婦が社会に復帰できるようなシステムを構築する必要がある。		室内で情報を共有しました。
7	ドイツ・フランス等外国の少子化対策を日本に取り入れるべき。		室内で情報を共有しました。(関係省庁へも同時送付されており、関係省庁より回答予定。)
8	現在の少子化対策は、子育てに一番必要な親の愛情という視点が欠けている。そのため、親の都合重視で子どものことを考えていないものとなっている。		室内で情報を共有しました。
9	女性と仕事の未来館を廃止しないでほしい。		貴重なご意見として承りました。
10	中小企業子育て支援助成金の支給要領の改正による申請の可否を複数の労働局へ問い合わせたところ、局により回答が異なっている。 支給要件の変更に関する周知が遅い。支給要領の改正により申請できないとするのはおかしい。		本件について、該当局へ適切な対応を行うよう指示しました。 いただいたご意見については、貴重なご意見として承りました。
11	改正育児休業法の政府広報について、「休業期間が子が1歳2ヶ月になるまで延長されます」「短時間勤務制度の導入が企業の義務となります」との記載内容が不十分であるために誤解をしてしまった。		政府広報について、字数制限のために詳細なご説明ができず、結果として誤解を与えてしまったことをお詫びしました。 貴重なご意見として承り、今後改正法の周知に当たっては、わかりやすくかつ正確な内容の記載に努めていくことをお伝えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
12	社会福祉法人だけではなくNPO法人の認可保育所も保育所施設整備費の対象にしてほしい。新規に参入して同じように指導監査を受けている者としては不公平感を否めない。		貴重なご意見として承りました。
13	双子の家庭は全て2倍お金がかかるので、子ども手当はありがたいが、私のような本当に困っている家庭には手当よりも、保育園への優先的入園の配慮が欲しい。国として保育園入園の条件に多胎児優先を地方に提言してもらえないか。		貴重なご意見として承りました。
14	保育所入園審査について、1/10生まれの息子を6カ月になったらすぐに預けたいと区役所のほうへお願いしたところ、入園日を7/10として審査すると回答をもらったが、実際は7/9からが生後6カ月ということを知り、保育所での面接の後に入園日を7/9に変更してほしいとおねがいがしたが、7/10で審査をしたので審査後の変更はできないと断られた。状況に応じて臨機応変に対応して欲しい。		貴重なご意見として承りました。
15	今月末より育児休業法が改正されますが、保育所が不足していて、4月の入所申し込みの際に、5月以降に育児休暇を取得する者は選考対象にならないと市から言われた。せっかくの育児休暇制度も、保育所に入るために短縮せざるを得ない状況となっている。 このため、保育所の拡充について市町村に対し義務化していただくとともに、保育所事情を何とかしてほしい。		厚生労働省では、保護者が安心して子どもを預けて働くことができるよう、保育所の整備に取り組んでいますが、保育所の具体的な入所等については、各自治体の責任において行われるものであり、国と自治体は指揮命令関係にあるわけではないため、国から自治体に直接指導することはできません。 今後も、国と自治体がそれぞれの責務に応じた役割を果たし、保育所の整備に取り組んでいく旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	50 件	5 件	13 件	54 件	122 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	13 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	34 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	75 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	入国したばかりの30数名の外国人に生活保護が認められたという報道に驚いている。日本人でさえ簡単には認められないのに、外国人には認められるというのは納得できません。元気な外国人は日本でなく祖国に帰って生活を立て直すべき。いま、日本は財政が苦しいのです。	①	ご意見としてお伺いしました。 生活保護法は、憲法25条に「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規程されていることから、基本的には日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、日本人と同じ取扱いとしております。
2	老齢加算は、福岡高裁判決を受け入れ、復活するべきである。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
3	年金の未納者が生活保護で年金支給額より高い生活保護費を貰うことができるのは、とても納得することができない。モラルの破壊であり、これでは、年金制度が破綻してしまわないか。	④	ご意見としてお伺いしました。なお、生活保護基準のあり方については、ナショナルミニマム研究会での議論も踏まえて今後考え方を整理していく予定でございます。
4	生活福祉資金(総合支援資金)を借りているが、就職先が見つからないので貸付期間を延長したいがどうすればいいか。	① ④	貸付期間の延長については、貸付申込みを行った社会福祉協議会へご相談下さい。 なお、貸付延長の審査については、最初の貸付決定と同様、申請される方の今後の自立の見込みや償還能力等を勘案して行われます。
5	失業したため、生活福祉資金(総合支援資金)を借りているが、就職先が無くて困っている。就労支援をもっと充実させてほしい。	④	ご意見としてお伺いしました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者より、当該組合と契約者との間での共済金支払いに対する苦情相談。	④ ⑤	室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。 検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。
7	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてほしい。加えて、働きながら受験資格を取得できるように受講料等の受講生にかかる負担軽減策を充実させて欲しい。	① ④	現在、当該ルートの受験資格については、検討会を実施し調整中であることをお伝えしたうえで、平成24年度の試験より受講が必要となる旨を説明し、ご了解いただきました。また、ご要望については貴重なご意見として拝聴しました。
8	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてほしい。	①	士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。
9	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてほしい。	①	社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
10	「介護の日」中央行事(11月11日)に実施する事例発表会について教えてほしい。	①	実施要領に基づき、詳細等を説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	[企画課] 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	0件	0件	0件	1件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	電車やバス・タクシーの運賃割引について、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけは、割引対象になってないので、対応お願いします。		精神障害者保健福祉手帳に基づく各種の援助施策についてより一層の支援が得られるよう事業者等に働きかけを続けてまいりたいと考えております。
2			
3			
4			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5			
6			
7			
8			
9			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	老健局
照会先	総務課企画官 藤原朋子(内線3911) 総務課企画法令係 富永華子(内線3919)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	49件	8件	0件	20件	77件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	8件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	68件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	介護保険への加入を本人の任意にしてほしいとの意見をいただきました。		介護保険制度は、加齢に伴う負担を社会全体で支え合うという考えのもとに創設されたものであり、特定の方に負担を集中させることなく、誰もが抱える介護リスクに対して必要な保険給付を行うためには、皆様のご加入が必要である旨説明しました。
2	40～64歳の健康保険加入者は、海外に在留していても介護保険料を支払わなければいけないのですかという質問をいただきました。		健康保険法施行規則第40条第1項により、介護保険の第2号被保険者に該当しなくなった場合には、健康保険組合等に届け出なければならないとされており、当該届出をした場合には、医療保険料のみをお支払いいただくことになる旨説明しました。
3	なぜ特別徴収という方法を用いているのかという質問をいただきました。		特別徴収は、被保険者の方が金融機関等に支払いに行く手間を省くことができるほか、保険者である自治体においても納付書の作成や送付等に係る経費や人件費等のコストを抑えることで、結果として国民負担を抑えることができるため用いられている旨説明しました。
4	自治体の方より、50床の本体施設に対して29床の地域密着型サテライト施設をすでに設けており、新たに本体施設に対して同種のサテライト施設を2つ設けたいが、このようなことは可能であるか、またサテライトの併設に関して上限が決まっているのかとの御照会をいただきました。		サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設であるため、御照会の点については本体施設との密接な連携が確保されている限り可能であるが、個々の事例の指定に関することであるため、指定権者である市町村に御照会いただきたい旨回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	ユニット型指定介護老人福祉施設の面積基準における廊下幅について、居住階にのみ適用されるのか、または事務所前の廊下部分についても適用されるのかとの御照会をいただきました。		面積基準に関する廊下幅については入居者・従業員の円滑な往来を確保するために設けているものであり、一部の廊下幅についてのみ適用の有無が存在するわけではないが、指定権者である都道府県または市町村にもご確認いただきたい旨回答いたしました。
6	訪問リハビリテーションは、週何回まで算定可能かのご質問をいただきました。		週6回を限度としている旨説明しました。
7	介護老人保健施設のリハビリテーションマネジメント加算は、基本サービス費に包括化されているという認識でいいのか。		その通りである旨説明しました。
8	ケアハウスに関する都道府県毎の施設数に関する御照会をいただきました。		ケアハウスの施設数については、厚生労働省のホームページ上で確認可能である平成20年社会福祉施設等調査にてご参照いただけることを説明させていただいた上で、都道府県毎の施設数については政府統計のホームページでご参照いただける旨回答いたしました。
9	現在の療養病床数を教えて欲しいとのご質問をいただきました。		平成21年度末時点で医療療養病床は約26万床、介護療養病床は約9万床である旨説明しました。
10	あんまマッサージ師が1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを行った場合の算定の要件を教えて欲しいとのご質問をいただきました。		医師又は理学療法士が指示を行うこと、実施後に指示者に対して報告を行うこと、を要件としている旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	55件	0件	0件	7件	62件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	6件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	50件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	97歳の父が救急入院し、感染症の疑いで内科扱いになりました。(以前から、排尿困難で泌尿器科を受診していました。)現在、首の痛みを訴えており、整形外科の受診もおねがいしました。先生からは、退院してからでないと、他の科の受診はできないということでした。97歳の高齢者が、入院中苦しんでいます。良い方法は、ないでしょうか、アドバイスをお願いします。		入院中の患者が、同一医療機関において他の診療科を受診することを制限するものではありませんと説明した上で、診療報酬に対する問い合わせ先として、地方厚生局を案内しました。(また、医療機関に対するご相談先として医療安全支援センターを紹介しました。)
2	明細書を頂いたので、後日見たら、薬剤情報提供料15点が付いてました。この薬剤情報提供料は何をしたら加算できるのか。		患者の求めに応じて、薬局がお薬手帳に記入(又はシールを手帳に貼付)した時に算定できる旨を説明しました。
3	本人は後期高齢者で現役並み所得者であり窓口負担は3割。一方、妻は現在74歳で、市町村国保に加入しており、1割負担。それまで1割負担だったものが、今度妻が75歳になったところで、3割負担になるのは制度欠陥ではないか。		国民健康保険は、国民健康保険の被保険者の所得の合計で一部負担割合を判定するため、1割負担となりますが、後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療制度の被保険者の所得の合計で一部負担割合を判定するため、夫と同じ3割負担となる旨を説明しました。
4	後期高齢者医療制度はすぐに廃止してほしい		現在、平成25年4月からの新たな制度の施行を目指して検討を進めているところであり、一定程度の時間を要するためすぐに廃止することはできない旨を説明しました。
5	国民健康保険証と国民健康保険高齢者受給者証とは統一できないのか、なぜ2種類の証書が必要なのか。統一できないならば、両者のサイズをなぜ統一できないのか。		ご質問のありました高齢受給者証については、いわゆる「昔の保険証の大きさのもの」と「カードサイズのもの」の2種類の様式が国民健康保険法施行規則に定められており、被保険者証に高齢受給者証を兼ねることも可能となっております。よって、高齢受給者証は、「昔の保険証の大きさのもの」、「カードサイズのもの」及び「被保険者証と一体型のもの」3種類のなかから、市町村が実情に応じて選択できることとなっております。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	出産費用が42万円未満で収まった場合、その差額はもらえるのですが、また、もらえる場合、どこに申請する必要があるのですか。		差額が生じた場合は、被保険者から保険者に請求することで受け取ることができます。なお、差額を保険者に請求する際には、医療機関等から交付された領収・明細書の写しの他、振込先等必要な事項を記載した書面の提出が必要な場合があります。詳細は加入されている保険者にご確認下さい。
7	出産育児一時金直接支払制度を利用する場合、出産する被保険者等が行わなければならない手続きは、どのようなものがありますか。		(1)被保険者証等を医療機関等に提示すること。(2)医療機関等の窓口などにおいて、申請・受取に係る代理契約を締結すること。以上2点があります。なお、高額な保険診療が必要とわかった場合は、限度額適用認定証を入手し、病院、診療所に提示して頂く必要があります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	15件	0件	0件	24件	39件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	18件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	14件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	年金担保融資の廃止は決まったのか。決まったらいつ廃止されるのか。年金担保貸付制度の存続をお願いしたい。 民間の金融機関では年金受給者はお金を借りることができない。(他同旨1件)		行政刷新会議において、年金担保貸付制度は廃止という結論が出されたことは厚生労働省として重く受け止めております。 行政刷新会議においても言及されましたが、廃止するにあたっては代替となる制度を整備する必要があることから、サンプル調査を実施後、必要な対応策を講じることとしています。
2	厚生年金と共済年金と議員年金を統合するべきである。社会保険と共済保険を統合するべきである。		民主党のマニフェストにおいては、年金制度を例外なく一元化し、サラリーマン、公務員だけではなく自営業者も含めて全ての人が、所得が同じなら、同じ保険料を負担する所得比例年金を創設すること等を骨格とする法律を平成25年に成立させることとしています。この新しい制度を創設することにより、年金制度の一元化が図られるものと考えています。なお、国会議員互助年金については、平成18年4月に廃止されています。
3	40年しっかり払った国民年金より年金を払わず無年金で生活保護になった方がもらえる額が多い、というのはおかしいではないか。その上、医療費・家賃等全部無料なんて冗談じゃない。その挙句、生活保護受給者は外国人のほうが多いという。「健康で文化的な最低限度の生活を保障」というが、国民年金だけで生活してる人はすでに最低限度の生活の保障外だ。こんな状態で年金を払ってくれなんて言っても誰が払うというのか。すぐにでも見直すべき。		基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の蓄えとあわせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定され、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給されます。あわせて、公的年金と生活保護は基本的な役割や資力調査の有無などの仕組みが異なることについてご説明し、新年金制度創設に向けた貴重なご意見として承りました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
4	第3号被保険者制度を早く廃止して欲しい。「内助の功」なんていつの時代の考え方か。男女平等といいながら、「女は家」なんておかしい。共働きの家庭が増加している現在、働かなくていい主婦に保険料を免除して、年金を支給するなんて時代錯誤もいいところだ。国会で過去の過ちをつつく暇があったら、早く年金制度改革の議論に入るべき。納めない人に支給すれば財源が枯渇するのは当たり前。保険料を納めている我々が納得できる制度にして欲しい。		被用者の被扶養者である第3号被保険者に関しては、年金法上、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養者が共同して負担したものであるという基本的認識が示されているところです。厚生年金加入世帯においては、共働き、片働きの別を問わず、世帯合計で賃金と同じなら同じ保険料を支払い、同じ給付を受ける仕組みとなっています。一方で、年金制度をより就業促進的なものとするべきとのご意見もあることから、ご指摘の点につきましては、新たな年金制度の創設に向けた議論の中で検討してまいります。
5	年金加入記録のお知らせが来たので、確認したところ10年前の標準報酬月額がおかしいことがわかった。現在、第三者委員会に申し出ているが、給与明細などの証拠が無い。証拠書類が無い今頃に、確認しろと言うのはおかしい。第三者委員会で認められなくても、厚生労働省で標準報酬月額を認めてほしい。		年金記録確認第三者委員会においては、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的証拠を持っていないといった事例について、申立人の申立てを十分にくみ取り、様々な関連資料を検討し、国民の立場に立って、記録の訂正に関し公正に判断がなされることになっていきます。
6	3月に障害厚生年金の申請をしたが、案内に3か月半とあるので審査結果を確認したところ、まだ2か月かかると言われた。審査を早めてほしい。 (他同旨1件)		日本年金機構において、障害厚生年金の審査に時間を要する場合には、審査遅延のお知らせを送付していますが、全体的に審査に時間を要している状況のため、障害厚生年金の審査時間の短縮に向けて、4月1日より体制を強化(職員の増員等)いたしました。今後とも決定までの審査所要日数の短縮に努めてまいります。
7	毎月、年金事務所から「保険料告知額・領収済通知書」が送付されているが、保険料率が改定された場合、各個人の保険料及び会社負担分の明細を送付してほしい。		現在、標準報酬の変更又は被保険者の異動等に伴い保険料額が変更される場合においては、事業主の方から希望があれば、保険料の変更に関する明細書(増減内訳書)を年金事務所より送付させていただきます。一方、保険料率の改定の場合には、増減内訳書に代えて、改定後の保険料額の早見表を各事業所にお送りしておりますので、これをもとに算定いただけるようお願いいたします。ご要望は、貴重な意見として日本年金機構とともに情報を共有いたしました。
8	保険料前納の割引について、現在、1か月前納により割引を受けている。来年度からは1年前納にしようと思い、年金事務所に手続きに行ったところ、「1年前納の手続きを今行くと、今年度分の前納割引ができなくなるので、来年の2月に申し込んでください。」と言われた。今年度は今の状態を継続し、来年度から年払い前納にすることなのに、なぜすなりとできないのか理解ができない。前納して積極的に年金を納めようとしているのに、その手続きがきちりできないのでは、年金を納めてもらえなくてもどうでもいいのかなという印象を受けた。改善してほしい。		国民年金保険料の1年前納を申出いただきありがとうございます。国民年金保険料の早割(1か月前納)を利用されている場合、日本年金機構の事務処理の仕組み上、システムへの1年前納の登録が来年の3月にしかできないため、受付書類の長期保管による事務処理事故を回避するため、来年の2月まで受付を控えさせていただきます。しかしながら、ご指摘を踏まえ、今後、日本年金機構とともに情報を共有し、仕組みの改善に向けて検討してまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

平成22年6月25日～7月1日受付分

部局(課室)名	政策統括官(社会保障担当)
照会先	政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 竹林 悟史(内線7704) 経理係 大平 泰士(内線7709) (ダイヤルイン 03-3595-2159)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	2件	0件	0件	2件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	4件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	貧困率の削減目標を掲げるかどうかについて。		相対的貧困率は、我が国の抱える貧困の問題を直視するため、昨年公表したのですが、その貧困率は先進国(OECD諸国)の中では、高いグループと認識しています。このため、今年度予算では子どもの貧困にも注目し、母子加算の復活や、父子家庭への児童扶養手当の支給などの対策を盛り込んだところです。今後も、雇用対策や家計を直接応援する政策を推進し、結果として貧困率が低下するよう努める所存です。なお、相対的貧困率は景気動向(雇用や賃金の状況)の影響を強く受け、政策の検証が難しいことなどから、その削減目標を定めることには慎重な検討が必要と考えております。
2	厚生労働省内に貧困対策課をつくるかどうかについて。		社会保障は歴史的にみても貧困問題の解決と深く結びついた制度であり、現在においても生活保護のみならずそれぞれの制度が貧困問題の解決に関わっています。この点では、貧困問題は省を挙げて取り組む課題となっており、例えば、母子加算の復活に関しては生活保護制度を所管する部局、父子家庭への児童扶養手当の支給に関しては児童福祉を所管する部局、雇用対策を所管する部局、年金を所管する部局など、様々な部局の総力を結集する必要があります。このため、当面、社会保障制度全般にわたる総合的な企画立案を行う社会保障担当参事官室を中心に現在の体制の下で国民の皆さまの生活向上に向け更なる努力をして参りたいと考えております。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
3	ナショナルミニマム研究会の中で、年金の一元化及び年金の最低必要額を検証すべきである。また、現在、事業主が一部負担することになっている社会保険制度を見直し、自営業者、サラリーマンが共通加入する社会保険制度を国が一括管理すべきである。企業の負担軽減にもつながり、非正規就労者の労働条件も改善するはずである。		貴重なご意見として拝聴いたしました
4	菅総理の言われている「強い社会保障」を実現するためには、社会保障費負担について事業主負担をもっと増やすべきである。先進諸国と比較し、日本の事業主負担分はまだまだ低い。		貴重なご意見として拝聴いたしました

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(本省受付分)

部局(課室)名	政策統括官(労働担当)
照会先	室長補佐 黒澤 朗(7725) 総務係長 定政紀彦(7717)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	7件	0件	0件	1件	8件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	7件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働者保護の観点から、会社に雇用されていない者であっても、労働契約承継法に基づく協議の対象者と考えべきである。		貴重なご意見として拝聴し、部局内で意見を情報共有いたしました。
2	会社分割手続きを迅速に進めたいので、労働契約承継法第2条に基づく通知後すぐに労働者から異議を申し出ない旨の同意をとりたい。そのような同意に法的拘束力はあるか。		労働契約承継法第4条に基づき、労働者が異議の申し出を行うか否かを判断する期間として、通知が到達した日と異議申出期間との間に少なくとも13日間を確保していただきたい旨、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
3	労働契約承継法第7条にいう労働者に正社員は当然含まれると思うがパートタイマーも含まれるか。		分割会社が雇用する労働者であれば、正社員であるかどうかに関わらず、労働契約承継法第7条にいう労働者である旨、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
4	会社分割を行う際に労働契約承継法に基づき対象者に対して通知を行う予定であるが、通知期限日はいつになるのか。		労働契約承継法第2条に基づき、通知期限日は、分割契約等を承認する株主総会の日の2週間前の日の前日である旨、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
5	都道府県労働委員会の労働組合に係る資格審査を経て、労働組合法上の労働組合と認められるといろいろな手続きを受けることができると伺った。具体的にはどのような手続きを指すのか。		労働組合法第5条に規定されている「この法律に規定する手続」の具体例について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	外国人技能実習生が加入した労働組合と外国人技能実習生管理団体との間で労働協約は締結できるか。ユニオンショップ、チェックオフはどうか。		労働協約は使用者との間で締結するものであること、労働組合法における使用者の意義、ユニオンショップ、チェックオフの要件について、丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
7	中央労働委員会地方調整委員の推薦を求める官報公告の時期はいつか。また、地方調整委員の職務内容は、どこに規定されているのか。		地方調整委員の推薦を求める官報公告の時期をお伝えいたしました。また、地方調整委員の職務内容について、労働組合法及び労働組合法施行令の該当箇所を丁寧に説明し、ご理解を頂きました。
8	中央労働委員会のホームページが以前よりもかなり充実し、近年の命令や判例の原文も入手できるのは、たいへん結構。今後もさらに改善の努力をお願いします。 1点だけ、会長ご挨拶のページで、「ごあいさつ」よりも先に会長の略歴が出てくるのは、やや違和感がある。略歴は後ろに置くか、あるいはクリックで別のページにしてもよいのではないか。また、写真はもう少しこやかなものにしてほしい気がする。		貴重なご意見として拝聴し、部局内で意見を情報共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	日本年金機構	
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長	高水 徹 海野 崇 (代表電話)03-5344-1100 (内線 3177)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	3件	331件	7件	0件	50件	0件	391件
	地方分	33件	42件	12件	0件	3件	0件	90件
合計	36件	373件	19件	0件	53件	0件	481件	

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	106件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	375件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	過去に転職した際、国民年金への加入をしていなかった期間がある。60歳になってから任意で加入し納めることができる」と説明を受けたが、平成29年まで年々保険料が上がることを決まっており、60歳まで待つと保険料が高くなる。納入する意思があれば、今納めることができる制度にして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	年金額が少ない。生活保護の水準以下なのではないか。老齢基礎年金の金額を増やすために、年金を受け取っている高齢者でも保険料を納められるようにして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	障害年金を遡って請求し決定されたが、5年より前の分は時効により受け取ることができなかった。障害年金の制度を知らなかったため、請求できなかったのが理由であり、受け取りができるように時効制度を撤廃して欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	現在、会社に在職中で厚生年金保険料を支払いながら年金を受け取っているが、年金額の一部が支給停止になっている。在職老齢年金制度を廃止もしくは厚生年金保険料の減額をして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	60歳以後も働いて厚生年金保険料を支払いながら年金を受け取っている場合、65歳に達するか、退職して1カ月が経過しないと年金額の再計算が行われない。せめて働いていても1年ごとに年金額の再計算をするようにして欲しい。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	平成7年4月から平成15年3月までの間に納付した賞与分の特別保険料が年金額に反映していないと聞いている。保険料を納めているのに年金額に反映しない制度には、納得ができない。	① ④	現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
7	各種通知や案内について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。	② ④	記載内容をわかりやすい言葉に置き換えを行うとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
8	年金事務所職員の説明が不十分、事務処理に時間がかかる、態度やマナーが悪く、不愉快な思いをした。(同様なご意見が多数ありました。)	② ④	事実確認を行った上で、必要な指導等を行っていきます。 お客様の年金相談に対し、お客様にプラスとなる「もう一言」を心がけます。
9	年金再計算(時効特例)による支払いが遅い。高齢で健康面に不安があり、出来るだけ早く支払って欲しい。(同様なご意見が多数ありました。)	② ④	複雑な事務処理に精通した職員の集中配置、処理システムの機能強化等により、事務処理体制の強化に取り組み、早く支払いできるように努力してまいります。
10	健康保険・厚生年金保険適用関係書類の処理や国民年金の保険料還付金の支払処理が遅い等のご指摘をいただきました。	② ④	事務処理体制の強化に取り組み、早く事務処理できるように努力してまいります。
11	障害年金の審査結果等に不満(不支給決定、決定された等級が低いなど)	② ④	事実確認を行った上で、審査結果等について説明するとともに、不服がある場合の手続き等の案内を行っております。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。